西伊豆町発注建設工事における社会保険等加入対応マニュアル

**１　下請契約における社会保険等未加入建設業者の確認等**

発注担当課（以下「発注者」という。）は、受注者から提出された施工体制台帳及び再下請負通知書に記載された全ての建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第２条第３項に定める建設業者。以下同じ。）について、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険等」という。）未加入者（以下に定める届出の義務を履行していない者(以下「社会保険等未加入建設業者」という。))に該当するか否かを確認するものとする。

・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

・厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務

・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

**（１）　確認方法**

発注者は、施工体制台帳及び再下請負通知書の社会保険等の加入状況における保険加入の有無欄により、「未加入」でないことを確認する。

なお、当面の間は、加入又は適用除外の確認及び資料の提出は求めないこととする。

**（２）　一次下請契約を締結した下請負人が社会保険等未加入建設業者である場合**

発注者は、（１）による確認の結果、一次下請契約を締結した下請負人が社会保険等未加入建設業者である場合は、受注者に対し、当該下請契約を締結した具体的な理由を記載した書面（以下「理由書面」という。）を速やか（概ね７日以内）に提出するよう通知（様式第1号）すること。

なお、理由書面によっても当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となること等の特別の事情があると発注者が認めない場合には、西伊豆町建設工事請負契約約款第７条の２第１項の規定に違反することとなるとともに、同条第３項により制裁金を請求することとなる旨を併せて通知するものとする。

その後受注者から理由書面が提出された場合には、発注者は、理由書面に記載された事項の詳細について、必要に応じてヒアリングを実施するなどにより確認を行うものとする。

なお、理由書面が提出されなかった場合には、当該特別の事情を有しないものとみなすこと。

**（３）　二次以降の下請負人が社会保険等未加入建設業者である場合**

二次以下の下請契約を締結した下請負人が社会保険等未加入建設業者である場合は、発注者は、受注者に対し、通知を行った日から30日（発注者が、受注者において当該社会保険等未加入建設業者が未加入の社会保険等につき届出の義務を履行した事実を確認することができる書類（以下「確認書類」という。）を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、確認書類又は理由書面を提出するよう通知（様式第４号）すること。

なお、当該期間内に確認書類又は理由書面が提出されない場合には、改めて一定の期間（概ね30日間）を定めて、確認書類又は理由書面を提出するよう通知（様式第５号）すること。

その後受注者から理由書面が提出された場合には、（２）の取扱いに準ずるものとする。

改めて通知しても期間内に確認書類又は理由書面が提出されなかった場合には、期間終了後30日以内に、当該通知、施工体制台帳（当該社会保険等未加入建設業者に係る部分に限る。）の写しを総務課に送付し報告する。

報告を受けた総務課は、受注者に対し、西伊豆町建設工事請負契約約款第７条の２第１項の規定に違反している状態を解消するよう催告を行うものとする。

**２　受注者に対する制裁金の請求の事前通知等【一次下請負人が未加入の場合のみ】**

**（１）　特別の事情を有しないと認めた場合**

発注者は、当該特別の事情を有しないと認めた旨及びその理由並びに以下の制裁金を請求することとなる旨を受注者に対し通知（様式第２号）する。

また、理由書面の提出期限後においても、西伊豆町建設工事請負契約約款第７条の２第１項の規定に違反している状態が継続している場合は、発注者は、受注者に対し、一定の期間（概ね30日間）を定めて、確認書類を提出するよう、併せて通知する。

Ｐ＝Ｃ×０．１

|  |
| --- |
| Ｐ：制裁金の額  Ｃ：受注者と社会保険等未加入建設業者との一次下請契約に係る請負代金額（※）  （※）公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条第２項の規定に基づき受注者から最終的に提出された下請契約書に記載された請負代金の額を用いること。 |

**（２）　特別の事情を有すると認めた場合**

発注者は、受注者に対し、当該特別の事情を有すると認めた旨を通知（様式第３号）するとともに、一定の期間（概ね30日間）を指定し、その期間内に確認書類を提出させること。

また、当該期間内に受注者から確認書類が提出されなかった場合には、（１）に規定する制裁金を請求することとなる旨を併せて通知すること。

工期内かつ確認書類の提出期限後においても、西伊豆町建設工事請負契約約款第７条の２第１項の規定に違反している状態が継続している場合には、発注者は、再度一定の期間（概ね30日間）を定めて、当該社会保険等未加入建設業者が、確認書類を発注者に提出するよう通知する。

**（３）　総務課への報告**

発注者は、上記（１）又は（２）の場合において、受注者に対し制裁金を請求することとなる旨の通知を行った後、30日以内に、当該通知、施工体制台帳（当該社会保険等未加入建設業者に係る部分に限る。）の写しを総務課に送付するものとする。

**３　制裁金の請求【一次下請負人が未加入の場合のみ】**

発注者は、２（１）又は（２）（発注者が再度指定する期間内に確認書類の提出がなかった場合）に該当する場合で、当該下請契約金額が確定した場合は、当該受注者に対し、西伊豆町建設工事請負契約約款第７条の２第３項の規定により、制裁金を請求するものとする。

**４　社会保険等未加入建設業者と一次下請契約を締結した受注者に対する指名停止【一次下請負人が未加入の場合のみ】**

　　町長は、２（１）又は（２）（発注者が再度指定する期間内に確認書類の提出がなかった場合）に該当する場合は、当該受注者について、西伊豆町工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱（平成17年西伊豆町要綱第93号）に基づき、指名停止等を行うものとする。

**５　受注者に対する社会保険未加入建設業者に対する加入手続きの指導等【二次以下の下請負人が未加入の場合のみ】**

**（１）　特別の事情を有しないと認めた場合**

発注者は、受注者に対し、当該特別の事情を有しないと認めた旨及びその理由に加え、一定の期間（概ね30日間）を定めて、社会保険未加入建設業者に対する加入手続きの指導を行ったうえで確認書類を提出するよう通知（様式第６号）する。

なお、当該期間内に確認書類が提出されなかった場合には、期間終了後30日以内に、当該通知、施工体制台帳（当該社会保険等未加入建設業者に係る部分に限る。）の写しを総務課に送付し報告すること。

報告を受けた総務課は、受注者に対し、西伊豆町建設工事請負契約約款第７条の２第１項の規定に違反している状態が解消するよう催告を行うものとする。

**（２）　特別の事情を有すると認めた場合**

発注者は、受注者に対し、当該特別の事情を有すると認めた旨を通知（様式第７号）する。

**６ その他**

（１）　最終的に提出された下請契約書等の写し、理由書面及び確認書類は、発注者において、契約関係図書の一部として保存するものとする。

（２）　工期終了後に、一次下請負人が社会保険等未加入建設業者であることが確認された場合にあっては、２及び３の規定に準じて取り扱うものとする。

（３）　このマニュアルは、平成30年４月１日以降に契約を締結する建設工事において適用する。

**発注者による社会保険等加入の確認フロー【１次下請負人が未加入】**

|  |
| --- |
| 施工体制台帳及び再下請負通知書により下請負人（建設業許可業者）について加入状況を確認 |

１次下請負人が未加入

加入・適用除外

２次以下の下請負人が未加入（次項参照）

|  |
| --- |
| 受注者に、当該下請契約を締結しなければならない具体的な理由を記載した書面（理由書）を速やか（概ね7日以内）に提出するよう通知（様式第１号） |

理由書面未提出

理由書面提出

有しないと認める通知（様式第２号）

特別の事情を有しないと認めた場合

特別の事情を有すると認めた場合

有すると認め、指定期間（概ね30日間）内に保険加入の確認書類の提出を請求（様式第３号）

確認書類提出

（様式第８号）

確認書類未提出

（未加入）

ペナルティ

・制裁金の課金

・指名停止措置

（総務課に報告し、当該下請負人部分の施工体制台帳を送付する）

ペナルティ無し

（終了）

**発注者による社会保険等加入の確認フロー【２次以下の下請負人が未加入】**

|  |
| --- |
| 施工体制台帳及び再下請負通知書により下請負人（建設業許可業者）について加入状況を確認 |

２次以下の下請負人が未加入

１次下請負人が未加入（前項参照）

加入・適用除外

|  |
| --- |
| 受注者に、30日（※１）以内に保険加入を確認できる書類（確認書類）か、当該下請契約を締結しなければならない具体的な理由を記載した書面（理由書面）を提出するよう通知（様式第４号） |

確認書類提出

（様式第８号）

理由書面提出

確認書類・

理由書面未提出

改めて期間を指定し（概ね30日間）に 提出するよう通知

（様式第５号）

有しないと認め、

指定期間（概ね30日間）内に確認書類の提出を請求

（様式第６号）

有すると認める通知

（様式第７号）

特別の事情を有しないと認めた場合

特別の事情を有すると認めた場合

確認書類等

未提出

確認書類提出

（様式第８号）

**終　　了**

**総務課に報告※２**

※１　発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間。

※２　報告を受けた総務課は約款第７条の２第１項の規定に違反している状態を解消するよう、元請に対し催告を行う。

　　　様式一覧

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 様　式  番　号 | 様　　式　　名 | 備　　考 |
| 第１号 | 社会保険等未加入建設業者との一次下請契約を締結した理由の提出等について（通知） | 一次下請未加入 |
| 第２号 | 西伊豆町建設工事請負契約約款第７条の２第２項第１号に定める特別の事情の認定等について（通知） | 一次下請理由  認められず |
| 第３号 | 西伊豆町建設工事請負契約約款第７条の２第２項第１号に定める特別の事情の認定等について（通知） | 一次下請理由  認められる |
| 第４号 | 社会保険等未加入建設業者との○次下請契約を締結した理由の提出等について（通知） | 二次以下の  下請未加入 |
| 第５号 | 社会保険等未加入建設業者との○次下請契約を締結した理由の提出等について（再通知） | 二次以下の  下請未加入 |
| 第６号 | 西伊豆町建設工事請負契約約款第７条の２第２項第２号に定める特別の事情の認定等について（通知） | 二次以下の下請理由認められず |
| 第７号 | 西伊豆町建設工事請負契約約款第７条の２第２項第２号に定める特別の事情の認定等について（通知） | 二次以下の下請理由認められる |
| 第８号 | 社会保険等への加入状況に係る確認書類について |  |

（様式第１号）

年　　月　　日

（受注者） 様

西伊豆町長　　○　○　○　○

社会保険等未加入建設業者との一次下請契約を締結した理由の提

出等について（通知）

年　　月　　日付けで貴社と請負契約を締結した、「(工事名)」について、西伊豆町建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第７条の２第１項の規定に違反し、一次下請である「（未加入一次下請負人名）」が○○法第○条の規定による届出の義務があるにもかかわらず、当該義務を履行していないことが確認されました。

つきましては、　　　　年　　月　　日（　）までに、当該下請契約を締結した具体的な理由を記載した書面を提出してください。

なお、提出された理由が、約款第７条の２第２項第１号に定める特別の事情を有するものと認められない場合及び理由書が期限までに提出されない場合は、約款第７条の２第３項の規定に基づき、貴社が「（未加入一次下請負人名）」と締結した下請契約の最終の請負代金の額の10分の１に相当する額の制裁金を請求することとなりますので、御承知ください。

担当　西伊豆町役場　○○○○課

電話

（様式第２号）

年　　月　　日

（受注者） 様

西伊豆町長　　○　○　○　○

西伊豆町建設工事請負契約約款第７条の２第２項第１号に定める

特別の事情の認定等について（通知）

年　　月　　日付けで貴社と請負契約を締結した、「（工事名）」について、西伊豆町建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第７条の２第１項の規定に違反し、一次下請である「（未加入一次下請負人名）」が○○法第○条の規定による届出の義務があるにもかかわらず、当該義務を履行していないことが確認され、　　　　年　　月　　日付けで貴社から提出があった理由については、下記理由により、約款第７条の２第２項第１号に規定する特別の事情を有すると認められませんでした。

つきましては、約款第７条の２第３項の規定に基づき、貴社が「（未加入一次下請負人名）」と締結した下請契約の最終の請負代金の額の10分の１に相当する額の制裁金を請求することとなりますので、御承知ください。

なお、　　　　年　　月　　日（　）までに、「（未加入一次下請負人名）」が○○法第○条の規定による届出の義務を履行し、その事実を確認することができる書類を提出してください。

記

特別の事情を有すると認められない理由

（記載例：・必ずしも（未加入一次下請負人名）でなければ本工事を施工できないとは認められないため。

・○○機械については、必ずしも特殊なものではないため。）

担当　西伊豆町役場　○○○○課

電話

（様式第３号）

年　　月　　日

（受注者） 様

西伊豆町長　　○　○　○　○

西伊豆町建設工事請負契約約款第７条の２第２項第１号に定める

特別の事情の認定等について（通知）

年　　月　　日付けで貴社と請負契約を締結した、「（工事名）」について、西伊豆町建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第７条の２第１項の規定に違反し、一次下請である「（未加入一次下請負人名）」が○○法第○条の規定による届出の義務があるにもかかわらず、当該義務を履行していないことが確認されましたが、　　　　年　　月　　日付けで貴社から提出があった理由については、約款第７条の２第２項第１号に規定する特別の事情を有するものと認めます。

つきましては、　　　　年　　月　　日（　）までに、「（未加入一次請負人名）」が○○法第○条の規定による届出の義務を履行し、その事実を確認することができる書類を提出してください。

なお、当該期日までに提出がない場合は、約款第７条の２第３項の規定に基づき、貴社が「（未加入一次下請負人名）」と締結した下請契約の最終の請負代金の額の10分の１に相当する額の制裁金を請求することとなりますので、御承知ください。

担当　西伊豆町役場　○○○○課

電話

（様式第４号）

年　　月　　日

（受注者） 様

西伊豆町長　　○　○　○　○

社会保険等未加入建設業者との○次下請契約を締結した理由の提

出等について（通知）

年　　月　　日付けで貴社と請負契約を締結した、「（工事名）」について、西伊豆町建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第７条の２第１項の規定に違反し、○次下請である「（未加入○次下請負人名）」が○○法第○条の規定による届出の義務があるにもかかわらず、当該義務を履行していないことが確認されました。

つきましては、　　　　年　　月　　日（　）までに、「（未加入○次下請負人名）」が○○法第○条の規定による届出の義務を履行しその事実を確認することができる書類、もしくは当該下請契約を締結した具体的な理由を記載した書面を提出してください。

担当　西伊豆町役場　○○○○課

電話

（様式第５号）

年　　月　　日

（受注者） 様

西伊豆町長　　○　○　○　○

社会保険等未加入建設業者との○次下請契約を締結した理由の提

出等について（再通知）

年　　月　　日付け「○次下請契約に関する社会保険等加入について（通知）」により、　　　　年　　月　　日（　）までに、「（未加入○次下請負人名）」が○○法第○条の規定による届出の義務を履行しその事実を確認することができる書類、もしくは当該下請契約を締結した具体的な理由を記載した書面を提出するよう通知したところですが、期限内に提出されませんでした。

つきましては、　　　　年　　月　　日（　）までに、「（未加入○次下請負人名）」が○○法第○条の規定による届出の義務を履行しその事実を確認することができる書類、もしくは当該下請契約を締結した具体的な理由を記載した書面を提出してください。

担当　西伊豆町役場　○○○○課

電話

（様式第６号）

年　　月　　日

（受注者） 様

西伊豆町長　　○　○　○　○

西伊豆町建設工事請負契約約款第７条の２第２項第２号に定める

特別の事情の認定等について（通知）

年　　月　　日付けで貴社と請負契約を締結した、「（工事名）」について、西伊豆町建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第７条の２第１項の規定に違反し、○次下請である「（未加入○次下請負人名）」が○○法第○条の規定による届出の義務があるにもかかわらず、当該義務を履行していないことが確認され、　　　　年　　月　　日付けで貴社から提出があった理由については、下記理由により、約款第７条の２第２項第２号に規定する特別の事情を有すると認められませんでした。

つきましては、速やかに当該保険への加入手続きを行うように指導し、　　　　年　　月　日（　）までに、「（未加入○次下請負人名）」が○○法第○条の規定による届出の義務を履行しその事実を確認することができる書類を提出してください。

記

特別の事情を有すると認められない理由

（記載例：・必ずしも（未加入○次下請負人名）でなければ本工事を施工できないとは認められないため。

・○○機械については、必ずしも特殊なものではないため。）

担当　西伊豆町役場　○○○○課

電話

（様式第７号）

年　　月　　日

（受注者） 様

西伊豆町長　　○　○　○　○

西伊豆町建設工事請負契約約款第７条の２第２項第２号に定める

特別の事情の認定等について（通知）

年　　月　　日付けで貴社と請負契約を締結した、「（工事名）」について、西伊豆町建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第７条の２第１項の規定に違反し、○次下請である「（未加入○次下請負人名）」が○○法第○条の規定による届出の義務があるにもかかわらず、当該義務を履行していないことが確認されましたが、　　　　年　　月　　日付けで貴社から提出があった理由については、約款第７条の２第２項第２号に規定する特別の事情を有するものと認めます。

担当　西伊豆町役場　○○○○課

電話

（様式第８号）

年　　月　　日

西伊豆町長　○○○○ 様

住 　　 　所

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　 印

社会保険等への加入状況に係る確認書類について

このことについて、未加入の社会保険等について届出の義務を履行し、その加入の状況を確認できる書類を提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| １　工事名 |  |
| ２　工事場所 |  |
| ３　下請負人名 |  |
| ４　加入した社会保険等 | 健康保険 ・ 厚生年金保険 ・ 雇用保険 |
| ５　確認書類 | 別紙のとおり |